

令和元年9月吉日

お客様各位

駅前管理システム株式会社

消費税法改正への対応に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立て賜り誠にありがとうございます。

平成28年11月28日に施行された法律(平成28年法律第85号および第86号)に基づき、令和元年10月1日から消費税率が10%へ引き上げられることとなりました。

これに伴う弊社の改正消費税法への対応について下記のとおりお知らせいたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆令和元年10月1日以降の役務提供に係る賃料等につきましては、新税率(10%)を適用させていただきます。
 - ・上記賃料等を令和元年9月30日までにご請求させて頂く場合も、新税率適用とさせていただきます。
 - ・内税表記でご契約のお客様につきましても、現行の本体価格に10%の消費税を加えた額でのご請求とさせていただきます。

- ◆経過措置の適用等により引き続き旧税率(8%)が適用されるお取引がございますお客様につきましては、個別にお知らせを送付させて頂いておりますので、ご確認願います。

- ◆平成26年改正時の経過措置の適用等により引き続き旧税率(5%)が適用中のお取引がございますお客様につきましては、税率の変更はございません。

- ◆令和元年9月30日をもってご解約されるお客様につきましては、本件の対象ではございませんので、あらかじめご了承願います。

以上